

指定給水装置工事事業者の皆様へ

砺波市上下水道課より大切なお知らせ

令和元年10月1日より 指定給水装置工事事業者の 5年ごとの更新制が導入されました

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、
「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行されました。

●指定の有効期間が従来の無期限から5年間となり、指定の更新がなされない場合は失効となりますのでご注意ください。

※旧制度で指定を受けている工事事業者の皆様は、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります。（下表参照）

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和元年9月30日～令和2年9月29日の1年間
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和元年9月30日～令和3年9月29日の2年間
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和元年9月30日～令和4年9月29日の3年間
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和元年9月30日～令和5年9月29日の4年間
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和元年9月30日～令和6年9月29日の5年間

※更新については、対象となる指定給水装置工事事業者様に、7月下旬頃郵送にて通知をします。
なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

●指定更新の要件

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

◎指定更新申請時に3項目の確認を行います

- i. 指定給水装置工事事業者の業務内容
（営業時間、漏水修繕、対応工事等）
- ii. 給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
- iii. 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◎指定更新手数料

- ・1件につき、10,000円

●更新申請に必要な書類

- ・指定申請書及び誓約書
- ・機械器具調書及び写真
- ・定款及び登記事項証明書（法人）
又は住民票（個人）
- ・会社概要
- ・選任する主任技術者の確認書類
（免状又は技術者証等）
- ・主任技術者が社員であることが確認できる書類
- ・他市町村の工事店証の写し
- ・事業所の位置図及び、事業所の外観、内部及び資材置き場の写真
- ・旧指定証（原本）

【問合せ先】 砺波市 上下水道課
上水道経営係 TEL:0763-33-1111(内線184)